

「新しい豊かさ」の創造に向けた社会教育の振興方針

～ 甲賀市社会教育ビジョン ～

1. はじめに

社会教育は、個人が生涯にわたって多様な学習を行い、その成果を生かす実践の機会を提供するものとして、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を果たすものです。

人口減少や、コミュニティの衰退を受けて、市民の参画による地域づくりが求められる中、社会教育を基盤とした「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の重要性は大きくなっており、市民が生き生きと生活を送るとともに、身近な地域での創意工夫に基づく地域づくりを進めることは、若者や地域外の人々にとっても、甲賀市に住みたいという魅力につながるものであると考えられます。

今後、地域において社会教育がその意義を踏まえた本質的な役割を果たすためには、現状を見据え、より幅広い住民を対象とし、市民活動団体をはじめとするより多くの主体との連携・協働により営まれるものに進化させる必要があることから、第2次甲賀市総合計画（第2期基本計画）に掲げられる「新しい豊かさ」の創造に向けて、甲賀市における社会教育の振興に係る方針として定めるものです。

2. 本方針の位置づけ

- 本方針は、令和7年度に策定を予定している第4期甲賀市教育振興基本計画や社会教育に関する分野別計画の策定および社会教育事業を実施する際の方針となるものです。
- 併せて、市長部局による「自治振興会によるまちづくり」と平成28年3月に甲賀市社会教育委員の会議から提言された「地域コミュニティにおける社会教育（公民館）の役割ー地域コミュニティの構築ー」における社会教育施設の関係性を整理するものです。

3. 甲賀市社会教育の振興方針

開かれ、つながる社会教育の実現

社会教育を通じて最終的に目指すべきは、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるウェルビーイングの実現と、持続可能な活力ある地域社会の実現であり、その大きな鍵の一つが、「地域づくり」と考えられます。

社会教育が「人づくり」「つながりづくり」という強みを最大限に発揮しつつ、「地域づくり」に大きく貢献しながらその目的を達成することができるよう、次の観点で甲賀市の社会教育に取り組むことで、より多くの住民の主体的な参加を得て、多様な主体の連携・協働と幅広い人材の支援により行われる、「開かれ、つながる社会教育の実現」を目指します。

【観点1】「住民の主体的な参加のためのきっかけづくり」

若者や現役世代、外国人など、一般的に地域における社会教育への参加が少ない層を含め、より多くの市民の主体的な参加を得られるような方策の工夫と強化を図ります。

- ・ 特に、幅広い地域住民の皆様等の参画により、地域と学校が共に手を携え、地域の子どもたちの豊かな学びや健やかな成長と、地域活性化の双方を目指す「地域学校協働活動」は、全ての地域での実施に向けて取り組みます。

【観点2】「ネットワーク型行政の実質化」

教育委員会のみで完結しがちな「社会教育」の壁を打ち破り、多様な主体との連携・協働の実現に向け、人づくり・つながりづくりを通じた地域づくりの基盤を、市長部局と共に構築します。

- ・ 特に、不登校・ひきこもり・ヤングケアラー対策、ICTの推進、環境未来都市の実現および自治振興会によるまちづくりについて、市長部局との連携を強化します。

【観点3】「地域の学びと活動を活性化する人材の活躍」

学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する専門性ある人材にスポットライトを当て、その活躍を後押しします。

- ・ 「夢の学習事業」で培われたボランティアスタッフが「地域学校協働活動」で活躍いただく等の取り組みを進めます。

4. 地域コミュニティにおける社会教育(公民館)のあり方

これまで公民館が培ってきた地域との関係を生かしながら、地域の実態に応じた学習と活動を結びつけ、地域づくりにつなげる新しい地域の拠点施設を目指します。

(1) 市立公民館のあり方

- ・ 市立公民館は、現在の中央公民館を基本に旧町域ごとに1館を設置し、他の公民館は地域活動の推進拠点となるコミュニティセンターに移行します。

【令和6年4月1日以降の市立公民館】

名 称	位 置	現時点での名称
水口公民館	水口町本丸 1番 20号 (現在の位置に設置)	水口中央公民館
土山公民館	土山町北土山 1715番地 (現 土山地域市民センター および土山開発センターに設置)	土山中央公民館
甲賀公民館	甲賀町大原中 886番地 (現在の位置に設置)	甲賀公民館
甲南公民館	甲南町竜法師 600番地 (現在の位置に設置)	甲南公民館
信楽公民館	信楽町長野 1252番地 (現在の位置に設置)	信楽中央公民館

(2) 社会教育の推進体制

① 教育委員会

- ・ 教育委員会事務局社会教育スポーツ課に、(仮称)社会教育統括指導員を新たに配置し、甲賀市の社会教育事業を推進します。
- ・ 市立公民館には、それぞれ館長、社会教育指導員、人権教育支援員および事務員を配置します。
- ・ 社会教育指導員は、所管する地域の地域学校協働活動の推進に向けた支援や自治振興会における社会教育事業の支援等を行います。

② コミュニティセンター等

- ・ 一部の地域市民センターや公民館が移行するコミュニティセンター等の自治振興会の活動拠点においても、地域活動の一つとして社会教育を推進します。

※別紙、**資料1**「開かれ、つながる社会教育の実現」に向けた推進体制」参照

5. 本方針の決定までの経過

- 令和5年5月9日 甲賀市社会教育委員の会議【協議】
- 7月7日 甲賀市社会教育委員の会議【協議】
- 7月12日 甲賀市教育委員会委員協議会【協議】
- 7月14日 甲賀市議会厚生文教常任委員会【報告(検討状況)】
- 8月10日 甲賀市総合教育会議【協議】
- 8月18日 甲賀市教育委員会(定例会)【協議・決定】
- 10月24日 甲賀市議会厚生文教常任委員会【報告(所管事務調査)】